

日医発第 559 号（保 121）
平成 24 年 9 月 5 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉義武

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

平成 24 年 7 月 30 日付厚生労働省告示第 460 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、新名称の医薬品「エダラボン点滴静注 30mg「HK）」が薬価基準の別表に収載されたものであります。

また、同日付厚生労働省告示第 461 号で、旧名称の医薬品「エダラボン点滴静注 30mg「イセイ）」が掲示事項等告示の別表に収載され、経過措置品目（使用期限：平成 25 年 3 月 31 日限り）となりました。

つきましては、以上の改正内容に関して、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 10 月号に掲載を予定しております。

（添付資料）

1. 官報（平 24. 7. 30 第 5852 号抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について
（平 24. 7. 30 厚生労働省保険局医療課事務連絡）



編 集 ・ 印 刷
独 立 行 政 法 人 国 立 印 刷 局

目 次

(告 示)

- 市の境界変更の件
(総務 二八九(二九一))
- 日本国に帰化を許可する件
(法務 三〇七)
- 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(厚生労働四六〇)
- 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件
(同四六一)
- 保安林の指定をする件
(農林水産 一八五五(一八六七))
- 高速自動車国道に関する件
(国土交通 八三四)
- 宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習実施機関の登録事項の変更の件(同八三五)
- 船舶安全法の規定に基づき、登録事項の変更の届出があった件
(同八三六、八三七)
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、登録事項の変更の届出があった件
(同八三八、八三九)
- 建築上法の規定に基づく中央指定登録機関の名称を変更する件
(同八四〇)

○気象測器の型式を証明した件
(気象庁六)

○海上における耐衝撃試験を実施する件(防衛一七四)

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件 東北地方整備局(二四)

○木曾川水系に係る指定区間外の二級河川に関する件
(中部地方整備局一三九)

(国会事項)

(人事異動)

内閣 内閣府

(叙位・叙勲)

(褒 賞)

(皇室事項)

(官庁報告)

官庁事項

- 衛生管理者登録再講習実施機関の登録事項の変更(国土交通省)
- 安全担当者登録講習実施機関の登録事項の変更(同)
- 衛生管理者登録講習実施機関の登録事項の変更(同)
- 危険作業登録講習実施機関の登録事項の変更(同)
- 甲種危険物等取扱責任者登録学科講習実施機関の登録事項の変更(同)
- 船舶料理士登録試験実施機関の登録事項の変更(同)

安全担当者登録講習実施機関の休止(同)

甲種危険物等取扱責任者登録学科講習実施機関の休止(同)

労 働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示(交通政策審議会)

(公 告)

諸 事 項

官 庁

移送取扱所の使用停止命令の解除、財団関係

裁 判 所

相続、準禁治産、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会 社 そ の 他

告 示

○総務省告示第二百八十九号

中の境界変更

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定に基づき、栃木県宇都宮市と鹿沼市との境界を次のとおり変更する旨、栃木県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十四年八月一日からその効力を生ずるものとする。
平成二十四年七月三十一日
総務大臣 川端 達夫

宇都宮市に編入する区域

鹿沼市深津宇山崎一の一、二の一、三の一、四の一、二八〇の四、二八〇の三、二八〇の二、三一九の二、三二二の三、三二二の四、三二五の九及びこれらの区域に隣接存在する道路、水路等である国有地及び公有地の一部並びに宇山崎三二二の一、三二五の六の地先の道路である公有地の一部

鹿沼市に編入する区域

宇都宮市下町宇山崎三二七〇、宇北久保五七二の一、五七三の二、五七四の二、五七五の二、五七六の二、五七七の二、宇逆堀八七九の一、八八〇の二、八八一から八八四まで、八八五の二及びこれらの区域に隣接存在する道路、水路等である国有地及び公有地の全部並びに宇逆堀八七六、八八五の一に隣接する道路である公有地の全部
○総務省告示第二百九十号

中の境界変更

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定に基づき、栃木県鹿沼市と日光市との境界を次のとおり変更する旨、栃木県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十四年八月一日からその効力を生ずるものとする。
平成二十四年七月三十一日
総務大臣 川端 達夫

鹿沼市に編入する区域

日光市小代字八八沼六の三、六四の五、六四の六、六五の四、六五の五、字赤行六六、六七、字内出三七七の三、字声畑三八の四、三八の七、三八の八、小倉字下内三九四の一、三九

○厚生労働省告示第四百六十号
診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価
備基準(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。
平成二十四年七月二日
厚生労働大臣 小宮山洋子

別表に第11部として次のように加える。

第11部 注射薬

注 射 薬 (7)
名 称 剤 量 単位 包装

エダラホシ点滅滅菌30mg「HK」 30mg/20mL1管 5(3)1

○厚生労働省告示第四百六十一号
保険医療機関及び保険医療費担当規則(昭和二十二年厚生省令第十五号)第十九条第一項本文及び
保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和二十二年厚生省令第十六号)第九条本文並びに高齢者の
医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚
生省告示第十四号)第十九条第一項本文及び第一十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則
並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成十八年厚生労働省告示第七号)の
一部を次のように改正する。
平成二十四年七月二日
厚生労働大臣 小宮山洋子

別表第2に第9部として次のように加える。

第9部 注射薬

注 射 薬 (5)
名 称 剤 量 単位 包装

エダラホシ点滅滅菌30mg「HK」 30mg/20mL1管

○農林水産省告示第八百五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
平成二十四年七月二日
農林水産大臣 郡司 彰

保安林の所在場所 宮崎県西臼杵郡日之影町
大字岩井川字畑の尾三〇二四の一、三〇二四
の五六
二 指定の目的 上砂の流出の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐によ
る。
宇畑の尾三〇二四の一、三〇二四の五
六(以上二筆について次の図に示す部分に
限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐
採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることが出来る立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の
ものとす。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種 次のとおりとする。
「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場
に備え置いて縦覧に供する。
○農林水産省告示第八百五十六号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
平成二十四年七月二日
農林水産大臣 郡司 彰

保安林の所在場所 宮崎県小林木市須木中原字
出代二四〇四の二〇
二 指定の目的 上砂の流出の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐によ
る。
宇田代二四〇四の二〇(次の図に示す部
分に限る。)

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種 次のとおりとする。
「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を宮崎県庁及び宮崎市役所に
備え置いて縦覧に供する。

2 その他の森林については、主伐に係る伐
採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることが出来る立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の
ものとす。

○農林水産省告示第八百五十八号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
平成二十四年七月二日
農林水産大臣 郡司 彰

保安林の所在場所 宮崎県宮崎市高岡町浦之
名宇小崎四七六六の二(次の図に示す部分に限
る。)、四七六六の五、四七六六の六、四七六七
の、宇下八、四七七〇の四、四七七、から四
七七三まで、四七七四の、
二 指定の目的 上砂の流出の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐によ
る。
宇小崎四七六六の三、四七六六の五、四
七六六の六、四七六七の一、宇下六、四七
七〇の四、四七七、から四七七三まで、四
七七四の二(以上九筆について、次の図に
示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐
採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることが出来る立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の
ものとす。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種 次のとおりとする。
「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を宮崎県庁及び宮崎市役所に
備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第八百五十九号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
平成二十四年七月二日
農林水産大臣 郡司 彰

保安林の所在場所 宮崎県西臼杵郡日之影町
大字岩井川字平谷一七五二の一、一七五四の
二、一七五六の一(以上三筆について次の図に
示す部分に限る。)

二 指定の目的 上砂の流出の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることが出来る立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の
ものとす。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種 次のとおりとする。
「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を宮崎県庁及び宮崎市役所に
備え置いて縦覧に供する。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種 次のとおりとする。
「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を宮崎県庁及び宮崎市役所に
備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第八百六十号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
平成二十四年七月二日
農林水産大臣 郡司 彰

保安林の所在場所 宮崎県都城山山口中霧
島字鎌府田一三三八の、一三三九の、宇岩
下、四九四の、(以上三筆について次の図に示
す部分に限る。)

二 指定の目的 上砂の流出の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることが出来る立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の
ものとす。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種 次のとおりとする。
「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を宮崎県庁及び都城市役所に
備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第八百六十一号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
平成二十四年七月二日
農林水産大臣 郡司 彰

保安林の所在場所 宮崎県西臼杵郡日之影町
大字岩井川字平谷一七五二の一、一七五四の
二、一七五六の一(以上三筆について次の図に
示す部分に限る。)

二 指定の目的 上砂の流出の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることが出来る立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の
ものとす。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種 次のとおりとする。
「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を宮崎県庁及び宮崎市役所に
備え置いて縦覧に供する。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種 次のとおりとする。
「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を宮崎県庁及び宮崎市役所に
備え置いて縦覧に供する。



事務連絡
平成24年7月30日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部） } 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）については、平成24年厚生労働省告示第460号及び第461号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（注射薬1品目）について、薬価基準の別表に記載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	9, 120	3, 906	2, 476	27	15, 529

2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 新たに薬価基準に記載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（注射薬1品目）について、掲示事項等告示の別表第2に記載するものであること。
- (2) (1)により掲示事項等告示の別表第2に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	211	178	55	1	445

(参考1)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	注射薬 エダラボン点滴静注30mg「HK」	エダラボン	30mg 20mL 1管	5,091

(参考2)

揭示事項等告示

別表2 (平成25年3月31日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	注射薬 エダラボン点滴静注30mg「イセイ」	エダラボン	30mg 20mL 1管	5,091